地域生活支援事業支給及び給付等基準

1　目的　　この基準は、みよし市移動支援事業等実施要綱の施行に関し、地域生活支援事業の支給及び給付等について、必要な事項を定めるものとする。

2　事業

(1)日中一時支援事業

地域生活支援事業における障害者が集まっておこなう宿泊を伴わない日中活動はすべて「日中一時支援事業」に位置付ける。日中一時支援事業の各メニューとして、以下の事業をおこなう。事業形態は給付方式とする。

事業名	対象者	支給決定の要否 支給量の基準	契約量の管理	支給基準	（想定）実施事業者	単価等	その他給付	その他
日中一時支援	身体　者・児 知的　者・児 精神　者・児	【必要】 日中短期入所 ○○日／月 （日中系サービスとの利用日数の合計が３１日を越えないようにする）	【不要】		施設入所支援を提供している事業所 介護保険施設サービス事業所	（福祉型短期入所サービス費（Ⅰ）区分４の単価を基準） １日あたり　４４３単位 【0.7　8:01～】 ４～８時間　３１７単位 【0.5　4:01～8:00】 ０～４時間　１５８単位 【0.25　～4:00】	食事給付（１割負担あり） ３０単位(低所得１、低所得２、一般（所得割 16 万円、児童は 28 万円未満）及び生活保護のみ) 入浴給付 ４０単位 送迎給付 片道につき２１単位	【１割自己負担】 介護給付費と合算して上限管理
					通所支援を提供している事業所 介護保険デイサービス事業所	（生活介護サービス費（１）区分２以下の単価を基準） １日あたり　５４６単位 【1　6:01～】 ４～６時間　４０９単位 【0.75　4:01～6:00】 ０～４時間　２７３単位 【0.5　～4:00】		

(2)地域活動支援センター等

地域活動支援センター	身体　者・児 知的　者・児 精神　者・児	【必要】 地域活動支援センター ○○日／月	【必要】 ○日／月	介護給付費の日中活動を利用した日は使えない（通所支援の併給は認められない）。 介護給付費の日中活動の支給決定日数と合わせて原則の日数（その月の日数－８日）を超える場合は、理由書及びケアプランの添付を要する。	通所支援を提供している事業所	（生活介護サービス費（１）区分２以下の単価を基準） ３時間以上　５４６単位 【1　3:01～】 ０～３時間　２７３単位 【0.5　～3:00】	食事給付（１割負担あり） ３０単位(低所得１、低所得２、一般（所得割 16 万円、児童は 28 万円未満）及び生活保護のみ) 入浴給付 ４０単位 送迎給付 片道につき２１単位	【１割自己負担】 介護給付費と合算して上限管理

(3) 地域生活事業（給付分）

事業名	対象者	支給決定の要否 支給量の基準	契約量 の管理	支給基準	（想定）実施事業者	単価等	その他
移動支援	身体　　者・児 知的　　者・児 精神　　者・児 ※視覚障害者は、原則として同行援護で支給 ※全身性障害は、原則として重度訪問介護で支給	【必要】 移動支援事業 ○○時間／月 身体介護を伴う 身体介護を伴わないの２通りで決定 （５領域１１項目の調査項目で判定）	【必要】 ○時間/月	知的は調査結果によって「伴う」「伴わない」を決定。	居宅介護を提供している事業所	個別支援型 身体介護を伴う（居宅介護身体介護単価基準と同様） ２５５単位（１時間未満） ４０２単位／時（最初の１時間） 身体介護を伴わない（居宅介護家事援助単価基準と同様） １０５単位（１時間未満） １９６単位／時（最初の１時間） グループ支援型 ２人につき１人のヘルパー 個別支援型単価の２分の１ ３人につき１人のヘルパー 個別支援型単価の３分の１ ※　「身体介護を伴う」障害者のグループ支援型は認めない。 ※　障害児においては、「身体介護を伴う」場合でもグループ利用を認めるが、『伴う』と『伴わない』の組み合わせは認めない。	【１割自己負担】 介護給付費と合算して上限管理
生活サポート事業	身体　者・児 知的　者・児 精神　者・児 のうち、障害支援区分が「未確定」又は「非該当」の者	【必要】 生活サポート 身体　○時間/月 家事　○時間/月	【必要】 身体 ○時間/月 家事 ○時間/月	本人の希望によるが、必要最低限の支給量とする	居宅介護を提供している事業所	身体介護（居宅介護身体介護単価基準と同様） ２５５単位（１時間未満） ４０２単位／時（最初の１時間） 家事援助（居宅介護家事援助単価基準と同様） １０５単位（１時間未満） １９６単位／時（最初の１時間）	【１割自己負担】 介護給付費と合算して上限管理
訪問入浴サービス事業	身体　者・児 （身体障害者手帳の上肢、下肢、体幹おおむね１、２級）	【必要】 訪問入浴 ○回/月	【必要】 ○回/月		訪問入浴を行っている事業者	１回につき、１，２６０単位	【１割自己負担】 介護給付費と合算して上限管理

３　地域生活支援事業サービス報酬の１単位単価

地域区分の見直しによる障がい福祉サービス報酬１単位単価の見直しにより、令和４年度以降は１０．６０円とする。（地域区分６級地→５級地）

（平成２４年度－１０．０５円、平成２５年度－１０．０９円、平成２６年度－１０．１４円、平成２７年度～―１０．１８円、平成３１年度～―１０．３６円）

単価概要（主に自立支援給付費（令和３年４月改正）の単位数を準用）

・日中短期入所

入所支援施設：福祉型短期入所サービス費（Ⅰ）区分４の単位数×0.7 or 0.5 or 0.25（端数切捨て）

通所支援施設：生活介護サービス費（１）区分２以下の単位数×1 or 0.75 or 0.5（端数切捨て）

地域活動支援センターに合わせる。

食事給付：生活介護食事提供体制加算　　入浴給付：介護保険の報酬単位（入浴介護加算Ⅰ R3.4～）

送迎給付：生活介護送迎加算（Ⅰ）

・地域活動支援センター

市内の地域活動支援センターの実情を鑑み、日中一時支援（通所支援施設）と同様に算出。

・移動支援

身体介護を伴う／伴わない：居宅介護通院等介助の単位数を準用。詳細は別表。

・生活サポート

身体介護有／無：居宅介護身体介護／家事援助の単位数を準用。

・訪問入浴

介護保険の報酬単位（訪問入浴介護費 R3.4～）を準用。